

現在の指定を辞退し、新たな指定申請が必要な場合

変更届についての届出が必要となります。変更内容によって次のように手続きが異なりますので注意してください。

- ①開設者が変わる時(例:親→子)公共団体及び医療法人の代表者の変更は含まない
- ②開設者が個人から法人に、または法人から個人に変更するとき
- ③医療機関を移転するとき(増開設等による仮移転も含む)
- ④診療所を病院に、または病院を診療所に変更するとき

申請者:指定医療機関の開設者(開設者が死亡等の場合はその家族)

申請書類:①「結核指定医療機関辞退届」(正副2部)

②「医療機関指定書」原本1部その写し1部(紛失の場合は紛失理由書2部)

③「医療機関指定申請書」(正副2部)(新規申請にかかる添付書類を含む)